

沿岸広域振興局長告示第29号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年4月8日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

自立訓練

| 事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|-------------|---------------|------------|
| 0310200225 | 宮古アビリティセンター | 宮古市板屋三丁目11番1号 | 平成26年2月26日 |